を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。	第四条(略)(警察庁長官への権限の委任)	2 · 3 (略) 第三条 (略) (審査専門委員)	定する系列上位指定暴力団等をいう。)の威力を示す行為とする。 「大田」の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等(法第九条に規定する縄張をいう。)内で営業を営む者に対し、自己の所属する指定暴力団第二号に規定する対立指定暴力団員をいう。)の縄張(法第二条、法第十五条の三第一項第三号の政令で定める行為は、対立指定暴力団員をいう。)の縄張(法の所属する指令を表力では、対立指定暴力では、対立抗争又は内部抗争に係る暴力行為を誘発するおそれがある行為)	改正後
を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。	第三条(略)(警察庁長官への権限の委任)	2 · 3 (略) 第二条 (略) (審査専門委員)		改正前

	二十六・二十七(略)		2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとす第十二条 (略) (人の生命又は身体を害する罪等)	改正後
二十七~四十三 (略)	二十五·二十六 (略)	一~二十四 (略)	2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとす第十二条 (略) (人の生命又は身体を害する罪等)	改正前

(傍線の部分は改正部分)

(法第三十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 一 (略) 二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。 イ・ロ (略) イ・ロ (略) イ・ロ (略) イ・ロ (略) イ・ロ (略) ・ 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第百三十六号)、水質汚濁防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)、悪臭防止法(昭和四十三年法(昭和四十五年法律第百三十八号)、悪臭防止法(昭和四十三号)、大気汚染防止れらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止れらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止れらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止れらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止れらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止れらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止れらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止れらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止れらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止ない法律(不成三年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ニーチ (略)	改正後
(法第三十七条第二項の政令で定める基準) (法第三十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 一 (略) 二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。	改正前

三 (略)	三(略)
ニ〜チ(略)	ニ〜チ (略)
を経過しない者	を経過しない者
その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年
律 (大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、	律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、
条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法	条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法
百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二	百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二
を除く。)に違反し、又は刑法 (明治四十年法律第四十五号) 第二	を除く。)に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二
等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の二第七項	等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項
れらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止	れらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止
輸出入等の規制に関する法律 (平成四年法律第百八号) 若しくはこ	輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)若しくはこ
振動規制法 (昭和五十一年法律第六十四号)、特定有害廃棄物等の	振動規制法 (昭和五十一年法律第六十四号)、特定有害廃棄物等の
律第百三十八号)、悪臭防止法 (昭和四十六年法律第九十一号)、	律第百三十八号)、悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)、
和四十五年法律第百三十六号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法	和四十五年法律第百三十六号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法
律第九十八号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭	律第九十八号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭
法(昭和四十三年法律第九十七号)、騒音規制法(昭和四十三年法	法 (昭和四十三年法律第九十七号) 、騒音規制法 (昭和四十三年法
七号)、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)、大気汚染防止	七号)、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)、大気汚染防止
ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十	ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十
イ・ロ (略)	イ・ロ(略)
二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。	二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。
一 (略)	一 (略)
第四条 法第四十九条第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。	第四条 法第四十九条第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
(法第四十九条第三項の政令で定める基準)	(法第四十九条第三項の政令で定める基準)
改正前	改正後

三 (略) 三 (略)	<u> </u>	執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ―― 執行を受けるこ	十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は 十号)の罪を犯	条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律 (大正十五年法律第六 条の罪若しくは	二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七┃ 二百八条、第二	は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第 は刑法(明治四	年法律第七十七号。第三十二条の三第七項を除く。)に違反し、又 年法律第七十七	若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三 若しくは暴力団	処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法律に基づく処分 処理の推進に関	イオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な	振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダー 振動規制法、特	及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、 人 及び海上災害の	八年法律第四十三号)、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等 八年法律第四十	三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)、浄化槽法(昭和五十 三十七号。以下	八)法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百 八)法、廃棄物の	イ・ロ (略) イ・ロ (略)	二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。	一 (略)	第十六条(法第百七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 第十六条(法第百七条	(法第百七条第二項の政令で定める基準) (法第百七条第二項	改 正 後 改
		執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は	条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六	第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七	は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第	年法律第七十七号。第三十二条の二第七項を除く。)に違反し、又	若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三	に関する特別措置法若しくはこれらの法律に基づく処分	類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な	振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダ	及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、	八年法律第四十三号)、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等	以下「廃棄物処理法」という。)、浄化槽法 (昭和五十	法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百		受託者が次のいずれにも該当しないものであること。		第十六条 法第百七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。	(法第百七条第二項の政令で定める基準)	正前

第三条 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。 (受益者の定めのない信託の受託者となることができる法人) 信託法附則第三項の政令で定める法人は、国、 改 正 後 地方公共団体及び 第三条 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。 信託法附則第三項の政令で定める法人は、国、 改

れかに該当する者がないこと。 の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに、次のいず を有する者であるかを問わず、当該法人に対しこれらの者と同等以上 くはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役(いかなる名称 業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、 会計参与若し

を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、 又は刑の執行

П 関する法律 (大正十五年法律第六十号) 第一条、 号) 第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三第一項 の規定に違反したことにより、又は刑法 (明治四十年法律第四十五 ものを除く。) 若しくは信託業法 (平成十六年法律第百五十四号) るものを除く。)、著作権等管理事業法 (平成十二年法律第百三十 律第百五号)の規定 (同法第二編に規定する特定目的会社制度に係度に係るものを除く。) 、資産の流動化に関する法律 (平成十年法 くは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第 た日から五年を経過しない者 (平成三年法律第七十七号)第四十六条から第四十九条まで、第五三条の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 一号)の規定(同法第二条第一項第二号に規定する委任契約に係る 六年法律第百九十八号) の規定 (同法第三編に規定する投資法人制 四十三号)の規定、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十 に処せられ、その執行を終わり、 十条第一号若しくは第五十一条の罪を犯したことにより、罰金の刑 第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、 信託法、担保付社債信託法 (明治三十八年法律第五十二号) 又は執行を受けることがなくなっ 第二条若しくは第 暴力行為等処罰に

> (受益者の定めのない信託の受託者となることができる法 地方公共団体及び 乙

正

前

の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに、次のいず れかに該当する者がないこと。 を有する者であるかを問わず、当該法人に対しこれらの者と同等以上 くはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役(いかなる名称 業務を執行する社員、理事若しくは取締役、 執行役、 会計参与若し

を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、 又は刑の執行

(平成三年法律第七十七号)第四十六条、第四十七条、第四十九条三条の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 関する法律 (大正十五年法律第六十号) 第一条、 号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三第一項 ものを除く。) 若しくは信託業法 (平成十六年法律第百五十四号) るものを除く。)、著作権等管理事業法 (平成十二年法律第百三十 を経過しない者 若しくは第五十条の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、 の規定に違反したことにより、又は刑法 (明治四十年法律第四十五 一号)の規定(同法第二条第一項第二号に規定する委任契約に係る 律第百五号) の規定 (同法第二編に規定する特定目的会社制度に係 度に係るものを除く。)、資産の流動化に関する法律 (平成十年法 六年法律第百九十八号) の規定 (同法第三編に規定する投資法人制 四十三号)の規定、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十 くは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第 その執行を終わり、 第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、 信託法、担保付社債信託法 (明治三十八年法律第五十二 又は執行を受けることがなくなった日から五年 暴力行為等処罰に 第二条若しくは第

略